

規約対比表

旧	新案(変更箇所朱書き)
本明川学識者懇談会 規約 (名称) 第 1 条 本会は、「本明川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。 (目的) 第 2 条 懇談会は、本明川水系河川整備計画(国管理区間)(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。 また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。 (組織等) 第 3 条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。 3 懇談会の委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。 (懇談会の成立) 第 4 条 懇談会は委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。 (委員長) 第 5 条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。 (公開) 第 6 条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。 (事務局) 第 7 条 事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所に置く。 (規約の改正) 第 8 条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行うものとする。 (その他) 第 9 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。 (附則) この規約は、平成 2 7 年 1 0 月 3 日より施行する。 この規約は、平成 2 8 年 2 月 9 日に一部改正する。	本明川学識者懇談会 規約 (案) (名称) 第 1 条 本会は、「本明川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。 (目的) 第 2 条 懇談会は、本明川水系河川整備計画(国管理区間)(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。 また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。 (組織等) 第 3 条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。 3 懇談会の委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。 (懇談会の成立) 第 4 条 懇談会は委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。 (委員長) 第 5 条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。 (公開) 第 6 条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。 (事務局) 第 7 条 事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所及び本明川ダム工事事務所に置く。 (規約の改正) 第 8 条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行うものとする。 (その他) 第 9 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。 (附則) この規約は、平成 2 7 年 1 0 月 3 日より施行する。 この規約は、平成 2 8 年 2 月 9 日に一部改正する。 この規約は、令和 7 年 8 月 2 0 日に一部改正する。